

下水道管理技術認定試験

地方共同法人 日本下水道事業団では、年1回、全国の主要10都市で管理技術認定試験を行っています。

試験の日程・実施場所は、技術検定と同一となっています。

認定試験は、下水道管路施設の維持管理業務に従事する技術者の技術力を公平に判定し認証することにより、管路施設維持管理の健全な発展と技術者の技術水準の向上を図り、もって下水道の適正な維持管理に資することを目的とした制度です。

本試験は、公務に携わっている方、民間の方を問わず管路施設の維持管理業務に従事している方等どなたでも受験いただけます。令和5年度までの合格者は33,733人となっています。

◇（公社）日本下水道管路管理業協会の実施する下水道管路管理技士試験との関係

（公社）日本下水道管路管理業協会が実施する下水道管路管理技士試験のうち「総合技士」及び「主任技士」部門においては、本認定試験（管路施設）、技術検定（第1種、第2種、第3種）いずれかの合格者であることが受験資格となっています。詳細については [（公社）日本下水道管路管理業協会のホームページ](#)をご覧ください。

■試験区分・試験内容

■試験区分及び対象

試験区分	試験の対象
管路施設	管路施設の維持管理を適切に行うために必要とされる技術

■試験科目及び試験の内容

試験区分	試験科目	内容
管路施設	工場排水	工場及び事業場からの排水ならびに排水が下水道に与える影響に関する一般的な知識を有すること
	維持管理	管路施設の維持管理その他の管理に必要な知識を有すること
	安全管理	管路施設の安全管理に関する一般的な知識を有すること
	法規	下水道関連法規に関する一般的な知識を有すること

◇下水道管理技術認定試験（処理施設）

平成 15 年度まで実施していた下水道管理技術認定試験（処理施設）は、第 3 種技術検定に一本化して実施しています。

この認定試験（処理施設）の第 3 種技術検定との一本化は、平成 15 年度までの認定試験（処理施設）に合格した効果に影響を及ぼすものではなく、認定試験（処理施設）合格は下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）による登録においては、「第 3 種技術検定」合格とみなされるとともに、平成 18 年 3 月末の関係法令の改正により、下水道法第 22 条の関係では認定試験（処理施設）合格者は第 3 種技術検定合格者と同一に取り扱われることになっています。

（下水道管理技術認定試験（管路施設）は、例年どおり実施しています）

■受験に関するお問い合わせ先

地方共同法人
日本下水道事業団 研修センター 管理課
〒335-0037 埼玉県戸田市下笹目5141
電話：048-421-2076
Mail：js-kentei@jswa.go.jp